

認 定 書

富山県東砺波郡井波町井波1番地の1
大建工業株式会社
取締役社長 六車 襄二 殿

さきに申請のあった別記軸組については、昭和56年建設省告示第1100号第1
第9号及び第2第7号の規定に基づき、同告示第1第1号から第8号までの規定によ
るものと同等以上の耐力を有するものと認め、当該軸組の倍率の数値を定める。

平成9年3月18日

建設大臣 亀井 静香



記

1. 軸組に係る倍率の数値

9 mm厚ダイライトMSの片面直張木造軸組：2.5
 同 上 真壁木造軸組：2.5
 同 上 上下受棧木造軸組：2.5

12 mm厚ダイライトMSの片面直張木造軸組：3.0
 同 上 真壁木造軸組：3.0
 同 上 上下受棧木造軸組：3.0

15 mm厚ダイライトMSの片面直張木造軸組：3.0
 同 上 真壁木造軸組：3.0
 同 上 上下受棧木造軸組：3.0

2. 他の壁又は筋かいを併用した軸組の種類及び当該軸組に係る倍率の数値

建築基準法施行令第46条並びに建設省告示第1100号の規定による。

3. 軸組に用いる面材の名称（商品名）：ダイライトMS

4. 面材等の製造者 所在地：富山県東砺波郡井波町井波1番地の1
 会社名：大建工業株式会社
 代表者氏名：六車 襄二

5. 面材の製造工場 工場名：大建工業株式会社 岡山工場
 所在地：岡山市海岸通り2-5-8

6. 面材等の概要

(1) 材料の品質

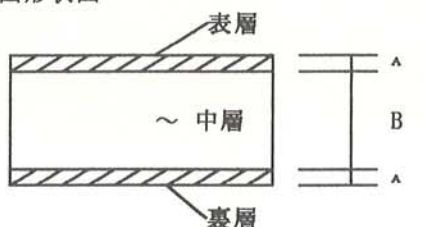
1) 一般名称：火山性ガラス質複層板
 2) 構成・組成：表裏層：ロックウール粒状綿 50 wt%
 炭酸カルシウム粉体 37
 有機系結合剤及びワックス系耐水剤 8
 有機繊維（パルプ） 5

コア層：軽量骨材（火山性ガラス質発泡体） 87 wt%
 有機系結合剤及びワックス系耐水剤 8
 有機繊維 5

(2) 標準寸法 幅：910 mm 又は1000mm
 長さ：1820, 2430, 2730, 3030 mm
 厚さ：9, 12mm

(3) 単位重量 9mm厚製品：6.3 kg/m²
 12mm厚製品：8.4 kg/m²
 15mm厚製品：10.5 kg/m²

(4) 断面形状図



製品厚さ	表裏層 (A)	中層 (B)
9	1.0	7.0
12	1.5	9.0
15	2.0	11.0

(5) 使用するくぎの品質、寸法等

- 1) JIS A 5508 (くぎ) に規定された「鉄丸くぎ」のN50 (長さ: 50mm, 胴部径: 2.75mm, 頭部径: 6.6mm)
- 2) JIS A 5508 (くぎ) に規定された「ステンレスくぎ」のSFN50 (長さ: 50mm, 胴部径: 2.75mm, 頭部径: 6.3mm)
- 3) JIS B 1112 (十字穴付き木ねじ) に規定された「十字穴付き皿丸木ねじ」の長さ: 50mm, 胴部径: 3.10mm, 頭部径: 6.2mm)

7. 軸組施工仕様の概要

(1) 直張り (大壁) 軸組

- 1) ダイライトは土台、柱、桁、間柱等にN50釘、SFN50釘 (ステンレス) 又は十字穴付き木ねじ (3.1φ, L=50mm) により直張りするものとする。
- 2) 釘又はねじ打ち間隔は、ボード周辺部では100mm以下、その他の部分では200mm以下とする。
- 3) 土台、柱、桁に用いる木材の断面の大きさは100×100mm以上とする。
- 4) 間柱は30×50mm以上の木材を用いるものとする。ただし、ダイライトの水平方向の継ぎ手部分の間柱は50×50mm以上の木材を用いるものとする。
- 5) ダイライトの水平方向の継ぎ手は柱、間柱の部分で行う。
- 6) ダイライトの縦継ぎ部に横架材が無い場合は、50×50mm以上の木材で受桟を取り付け、ボード外周部を十分緊結する。
- 7) その他の工事は、住宅金融公庫「木造住宅工事共通仕様書」によるものとする。

(2) 真壁軸組

- 1) 土台、桁等の横架材並びに柱に30×40mm以上の木材 (受桟) を、N75以上の釘により釘間隔300mm以下で止め付ける。
- 2) 間柱の断面の大きさは、面材の継ぎ手部分においては、50×40mm以上、他の部分では30×40mm以上とする。
- 3) 面材はN50釘、SFN50釘 (ステンレス)、又は十字穴付き木ねじ (3.1φ, L=50mm) により留め付けるものとする。
- 4) 釘又はねじ打ち間隔は、ボード周辺部では100mm以下、その他の部分では200mm以下とする。
- 5) 面材を縦方向に継ぐ場合は、50×40mm以上の木材 (受材) を用い、ボード周辺を十分に緊結すること。
- 6) その他の工事は、住宅金融公庫「木造住宅工事共通仕様書」によるものとする。

(3) 上下受桟軸組

- 1) 土台、桁等の横架材の壁の内側に、30×40mm以上の木材 (受桟) を、N75以上の釘により、釘間隔200mm以下で止め付ける。この際、使用する釘は、受桟の厚みの2倍以上の長さのものを用いるか、又は、最低30mmを限度として受桟の厚みを確保してドリル等でガイド穴をあけN75以上の釘を打ち込み、受桟を横架材に十分緊結するものとする。
- 2) 受桟の施工は、次の3種類の仕様をとることができるものとする。
 - ①土台部、桁部ともに受桟を用いる仕様
 - ②土台部のみに受桟を用いる仕様
 - ③受桟を軸組から20mm程度まで張り出させて、かつ柱、間柱上にも受桟を施工し、面材の四周を所定の施工方法で緊結する仕様
- 3) 間柱の断面の大きさは、面材の継ぎ手部分においては、50×50mm以上、他の部分では30×50mm以上とする。
- 4) 面材はN50釘、SFN50釘 (ステンレス)、又は十字穴付き木ねじ (3.1φ, L=50mm) により留め付けるものとする。
- 5) 釘又はねじ打ち間隔は、ボード周辺部では100mm以下、その他の部分では200mm以下とする。

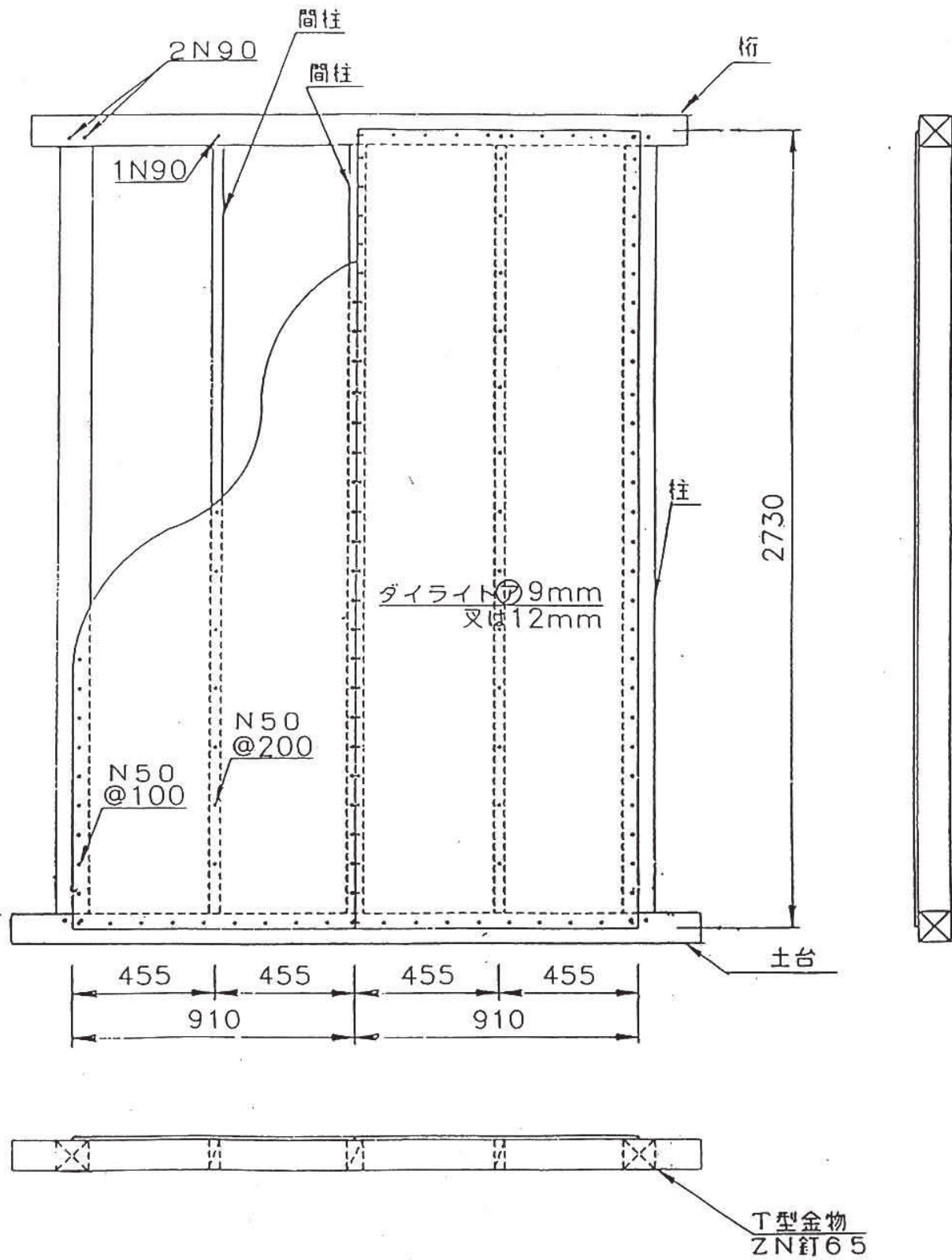
- 6) 面材を縦方向に継ぐ場合は、 $50 \times 50 \text{ mm}$ 以上の木材（受材）を用い、ボード周辺を十分に緊結すること。
- 7) その他の工事は、住宅金融公庫「木造住宅工事共通仕様書」によるものとする。

(参考資料)

主な構造概要図

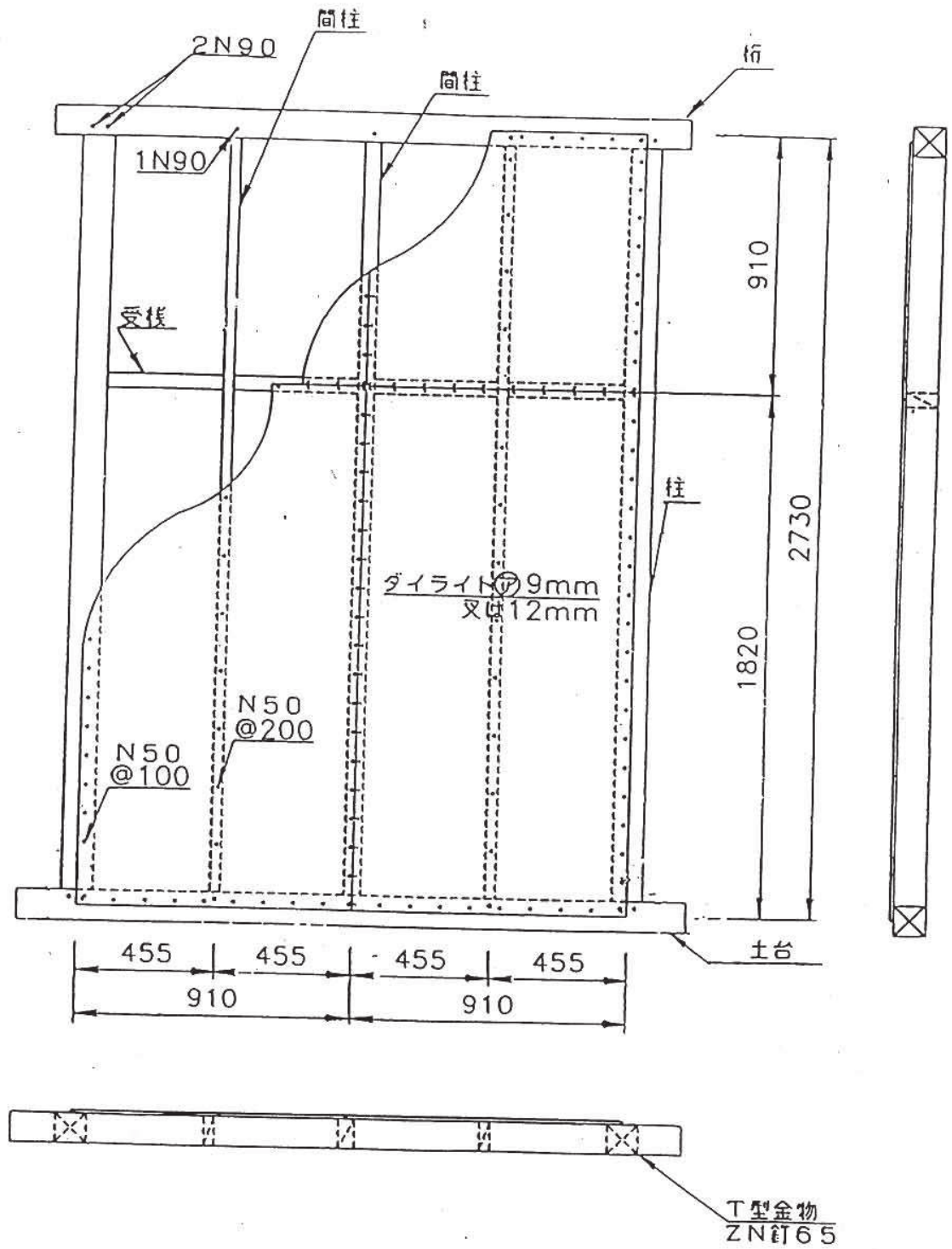
- ※「面材を縦に継ぐ場合」は代表として大壁（直張り）仕様のみ添付しています。
- ※「1 m幅の面材を用いる場合」は、910mm 幅の面材と同様な施工となるため略。

(単位：mm)

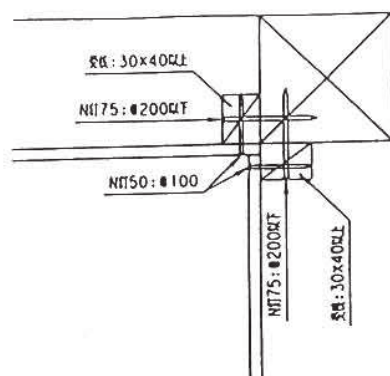


施工図一直張り(大壁)仕様

(単位：mm)



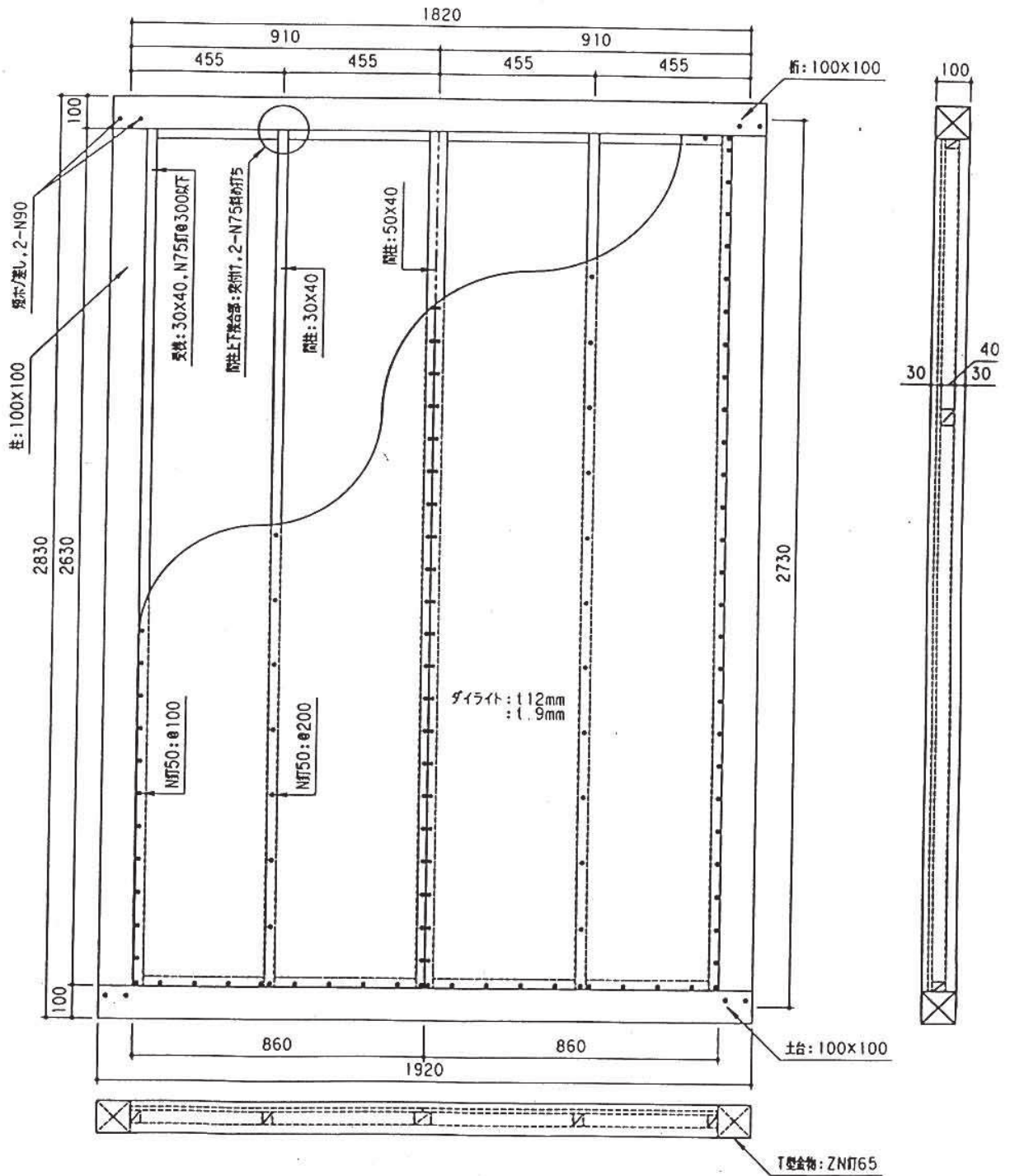
施工図一直張り(大壁)仕様 (面材を縦に継ぐ場合)



入隅の施工方法

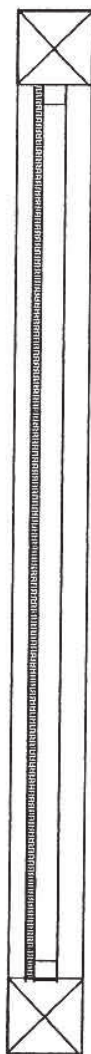
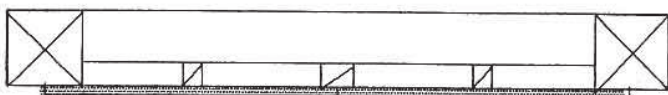
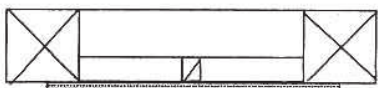
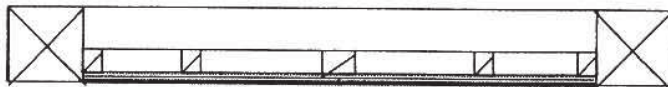
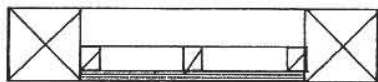
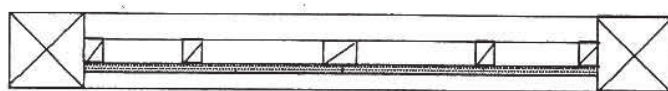
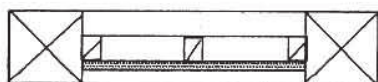
施工図一直張り（大壁）仕様

2) . 真壁仕様



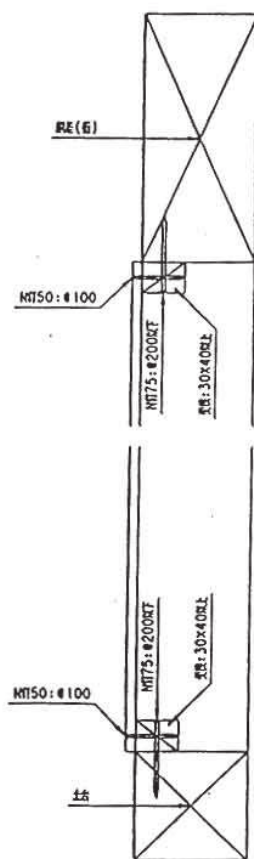
施工図一真壁仕様

真壁認定の応用仕様

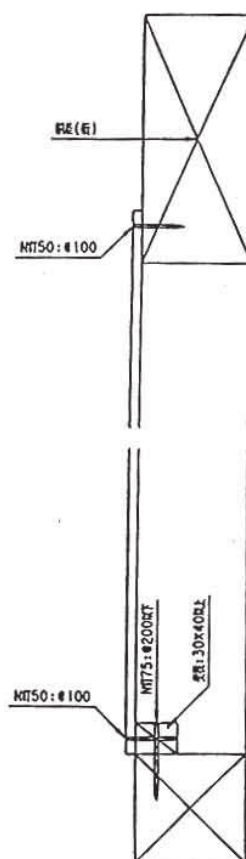


[illegible]

施工図一上下受棧仕様



(イ仕様)



(ロ仕様)